



クーリング・オフで解約できる契約もあります。
被害が拡大する前に、本人の意思を尊重しつつ、
次の相談窓口へ連絡することを勧めましょう!!

契約の不安やクーリング・オフ、悪質商法のトラブルで相談したい

電話で相談する



メールで相談する
電話による相談が困難な場合

ご相談はこちらから >>>

かながわ中央消費生活センター

検索



事件や事故に関する相談したい

警察総合相談室

☎ #9110

緊急の場合は☎110

法的なトラブルで相談したい

法テラス・サポートダイヤル
☎ 0570-078374

経済的に余裕の無い方は無料の法律相談が受けられる場合があります。詳しくはお電話ください。

MEMO



※えんぴつなどで記載できます

お住まいの地域の消費生活センターや、その他の連絡先など
必要に応じて事前に確認し、記載しておきましょう

トラブル防止に役立つ情報は、かながわ消費者教育サポートサイト

つながる・かながわ

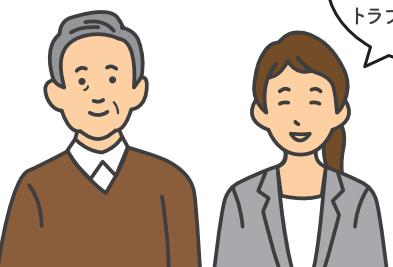
検索

高齢者の周りの皆さまへ

高齢者の消費者被害が後を絶ちません!

ご自宅を訪問した際の生活の様子や、普段の世間話の話題の中に、**消費者被害**を未然に防ぐヒントがあります。

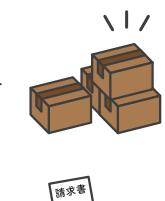
チェックポイントを参考にして、**変化に気付き、声をかけ、トラブルが疑われる場合には、裏面の関係機関につないでください！**



あなたの見守りが
高齢者の消費者被害・
トラブルを防ぎます！

消費者被害防止のための見守りチェックポイント

見慣れない段ボールやたくさんの新しい商品がある
通信販売や訪問販売、電話による勧誘などで不要不急なものを購入してしまったのかも。注文していない商品を一方的に送りつけられた可能性も。



不審な郵便物やカタログ、請求書・領収書がある
不要、高額と思われる商品購入や投資を勧める案内は被害の前兆かも。ローンで購入する契約を強要されている可能性も。



見慣れない人物、業者が出入りしている
不要不急な修理、修繕工事を迫ったり、貴金属などを安値で買い叩いたりする業者の可能性も。優しい言葉で安心させ、自宅に上がってから豹変することもある。



外出機会が急激に増え、その様子がおかしい
いそいそと楽しそうに出かけていても、催眠商法、展示会商法など、店舗以外の場所で不必要的高いものを買わされている可能性も。



隠し事がが多くなり、あまり話をしたがらない
被害に遭って恥ずかしい、周りに迷惑を掛けたくないと悩んでいる可能性も。



羽振りがよくなかった、逆にお金を使わなくなった
急激な生活振りの変化には隠れた原因がある。特にお金を使わなくなった場合は多重債務に陥っている可能性も。



慌ててコンビニエンスストアのATM(現金自動預払機)などに行く
オレオレ詐欺や架空請求などで、お金を支払おうとしている(被害に遭っている)のかも。電子マネーや宅配便で払わせる手口もある。

